

明治初期の富山県におけるコレラの流行について

富山県農村医学研究会

豊田文一

私の友人、柴田弘之君から明治初期の医療に関する古い資料を提供され、何か役立つことがあれば幸いであると話された。資料は同家に保存されてあるもので、同居の曾祖父が、当時、石川県越中国砺波郡上叢村壺番地所(現西砺波郡福岡町上叢)にて開業されていたも

のである。この資料はコレラ流行に関するもので、一覧するに当時の農村の医療の一端を考察しうるものと思ひ、そのうち興味あるものを抜粋し、ここに記述する。

なお提供された資料は、明治10年(1877)、12年(1879)のもので、すべて和紙のため、

コレラパンデミー

欧州からみたコレラパンデミー	始まった年	日本における流行				富山県における流行				備考
		始まった年	患者数	死者数	致命率	流行期間	患者数	死者数	致命率	
第1回	1817	1822(文政5) 朝鮮～	数万人	多数						インドガンジス 三角州から
2	1829									
3	1852	1858(安政5) 中国～ 1862(文久2)	数十万人 ?	十数万人 ?						1854ロンドン市 ブロードストリ ートの流行
4	1863	1877(明治10) 中国～ 1879(明治12)	13,710	7,967	58					西南の役
5	1881	1881(明治14)	9,328	6,195	66					
		(" 15)	51,631	33,784	65	7.13～11.30	1,313	852	65	コレラ菌発見 (明治17)
		1885(" 18)	13,772	9,310	67					
		(" 19)	155,923	108,405	69	5.25～11.20	16,268	10,761	66	ローベルト・ コッホ
		1890(" 23)	47,019	35,227	76					
	(" 24)	11,142	7,760	67	7.10～11.3 ?	19	12	63		
	1895(" 28)	55,144	40,154	72		3,451				
6	1899	1902(明治35)	13,362	9,226	69					
		1907(" 40)	3,632	2,526	69					
		1916(大正5)	10,371	6,260	60					
		1919(" 8)	2,912	915	31	9～10 (大正6)	419	140	59	
		(" 9)	4,985	3,121	69		(大正6)448	221		
		1929(昭和4)	205	116	56					
		1937(" 12)	57	11	19					
		1945(" 20)								
	1956(" 21)	1,245	560	45	7.28～9.15	78	32	41		
7	1961	1963(昭和38)	1	—	—					
		1964(" 39)	3	1	33					
		1977(" 52)	110							
		1978(" 53)	70							
		1979(" 54)	28							

なかには紙魚に食われ、判読不能のものもあった。ただ通覧するに農村に居住されコレラの治療防疫に尽瘁された医師の姿をうかがい知ることができた。ここで得られた資料を紹介する前に日本におけるコレラ流行の経緯について表示することとする。これはインド、ガンジス三角州より1817年に端を発し、日本では文政5年(1822)の記録が始めてのようである。その後、その流行に対して手をこまねくばかりで、何らの措置をなさなかったが、政府は明治8年3月、大政官布告をもって虎列刺、天然痘などの伝染病を診察した際に届出することを規定し、同10年8月には、この年全国的に多発した虎列刺に対処して「虎列刺予防心得」を定め、数回にわたり改正を加え、その都度民間への普及徹底をはかってきた。しかし12年5月各地に発生した虎列刺は従来の子防措置を上回る勢いをもって全国各府県に流行し、止まる所を知らない有様となった。この状況に驚き、大政官布告第28号をもって「海港虎列刺病伝染予防規則」を定め12年9月にはさらに規定した「虎列刺予防心得」に法的規制力を加えた「虎列刺予防仮規則」を公布した。

えられた布達は、明治10年6月18日、石川県権令代理大書記官熊野九郎より死亡診断書の届出の義務づけであり、国郡名、地名、職業、氏名、戸主との続柄、年令、病名、手続月日、死亡を届出することが規定された。

明治10年10月1日、甲94番

過日鹿兒島県下暴動鎮定ニ付該地方出兵各軍追々引拂可相成ニ付テハ帰路沿道ノ地方当時虎列刺病感染ノ憂有之趣候条当管内ノモノニシテ右従軍帰郷ノ者ハ自家到着ノ上ハ一層該病予防方法注意致シ各自着類其他携品モ迅速消毒薬ヲ撒布可致將又軍隊帰路宿泊所ニ於テ其室内及夜具類便所等へモ消毒薬を撒置可申此旨管内布達候事

石川県権令 相山純孝

上記は西南の役に出動した兵士、その頃富

山県(当時石川県)は名古屋鎮台の管轄にあり、事変終結後の復員者に対する防疫の布達である。前記の表にあるように10年の流行は中国(清国)と推定されていることより、九州、中国などに蔓延し、兵士はその地域を通過したためとくにその侵入を防止する布達であつたろう。その年は富山県には発生していない。

これより先10年8月24日、内務省衛生局報告第5号コレラ発生の子防についての方法を布告している。これを摘録すれば、

虎列刺病ノ流行スルヤ其勢甚タ迅速ニシテ殆ンド耳ヲ掩フニ及バザルモノアリ其時ニ当リテハ官庁ヨリ子防救済ノ注意アルベシト雖モ心得置キ深く戒慎スルニ非レハ畜ニ其一身ヲ非命ニ殲スニ止ラズ必ス其ノ惨毒ヲ他人ニ延蔓シテ底止スル所ヲ知ラザルニ至ルベシ因ツテ今方法ヲ記シ左ニ報告ス

コレラ病流行之節各自に注意すべき

養生法、附吐瀉物洗滌法

コレラ病は同じく其病に觸る人と雖も悉皆之に感染するものに非らず外襲病毒の外更に其体中に於て應ずるものあり始めて病を發するものなれば消食機病殊に下痢に罹るものは最も危く且つ常住坐臥を同じくする人にて毎に腸胃の健康なるものには感染すること稀にして虚弱なる人に多きが故に其流行の時に際しても別して飲食を節用し労働を慎しみて消食機を健全にし感冒食傷等をなさざる様に用意をなし若し軽き下痢或は他の消食機病を發生することあれば速かに医師につき大切に養生すへし

食物は一つ一つの品を定めて良否を判断するよりは其の調理と節用とに注意すること肝要なりとす如何なる良品にても生物を食し或は多食するときは下痢其他の腸胃病を發して傳染を招き或は傳染するものなり其他各人の慣習に因りて常に下痢を發する物は同様の害あれば決して用ふべきにあらざり其用ふべき食料には穀物及び牛糞羊糞の最上とす家鴨雁豚の肉は脂肪多くして宜し

からず又魚介は厳禁するといふことにあらざれども海辺にて常食となす故に之が為に差支を生すべし到底新鮮なる者は差して禁ずるに及ばず野菜は茎は捨てて馬鈴薯の如き澱粉を含める根類を食すへし魚介蔬菜は勿論総て何品にても煮蒸焼炙等の調理を経る物に非らざれば用ふべからず又成熟せる果実。桃。李。梨。橘。葡萄。苺の類を少許ずつ食するは害なきと雖も不熟のものは必ず之を忌むべし

飲水は不潔或は疑しきものは忌むべし凡そ此際に於て何れの水をも皆不潔なるものと定め煮沸して後用うるを良しとす。(中略)

吐瀉物洗滌法

コレラ病者ある家において消毒の法を行うには委員並に医師の教示を受くべしと雖も今心得の為に吐瀉物掃除の方法を示すべし抑もコレラ病の伝染毒は其吐瀉物に含^こまれるものなるが故に特に其の掃除に注意すへし之来邦人の習慣としては斯る病毒の含^こまれる吐瀉物にても或は之を河海に投し或は之を下水に投すれば其病毒は既に消滅すると誤り認めても其水は流れて傳播し、地中に浸潤し井泉にまで滲透を重ね伝染に至るを知らざるもの多し(中略)吐瀉物は石炭酸水(1分の結晶石炭酸を百倍の水に溶かしたものを)を以て嗽ぎ又此水に半量の浄水を加えて顔を洗ひ次に石鹼にて洗滌すへし吐瀉物を受る器はこの薬を容れおき、洗滌物、吐瀉物は糞池に混ずべからず悉皆之を取り分け住家及び井戸を距ること六間半余の地に於て深く其上を掘りて之を埋め或は焼捨つべし(以下略)

以上内務省衛生局より各府県に伝達した注意書であるが、当時有効な薬剤もなく全国的に蔓延するコレラに対し打つ手もほとんどなかったように思われ自然消そくをまつ他なかったと思われる。なお次は流行時その消毒薬の高騰の取締の布達である。

乙九十九番

石炭酸ノ儀ハ劇烈薬ニ付取扱方本年第二十号公布ニ不戻様取扱フハ勿論ニ候處該薬及緑礬ノ儀ハ虎列刺病予防ニ執リ必需品ニ候處當今各地方ノ内該病流行ノ聞ヘモ有之ニ付當県下ニ於テモ専ラ予防方施行スヘク處各薬舗ニ於テ該薬品買入原価不相當ノ高利ヲ以即今販賣候聞ヘモ有之以外ノ事ニ候自今不當ノ高價ヲ以販賣候有之ニ於テハ急度取糺事ニ因リ營業指留候儀モ可有之候條原價相當ノ利得ヲ以賣捌可申此旨管内各薬舗ノ者ヘ布達候事

明治十年十月十一日

權令代理

石川県大書記官 熊野九郎

以上の布達はいつの世にもある巷間の事象で、百年余以前にも県の布達まで出され、興味深いことである。ただし明治10年の流行は全国的には13,710名の患者発生、死亡者7,967名、死亡率65%であったが石川県(富山県を含む)では幸いにも1名の発生もみなかった。

しかし明治12年(1882)は近世最大の流行で6月15日より11月23日に至る間石川県を含めて患者29,808名、死亡者12,144名、死亡率41%であった。この流行時に医師に対する布達も注目に値する。

告第八十八号

目下本郡中虎列刺病流行候ニ就テハ該病患者有之トキ醫業者ノ者ヘ診察ヲ乞ヒ候節中ニハ彼是事故申述需メニ應セサル者有之哉ニ相聞此際醫業ニ於テ一層尽力致答ノ處些少ノ事故ヲ以テ診察ヲ肯カサル様ニテハ流行病ニ罹ルモノ之アルモ其病症ヲ詳知セサル内ニ民間ニ於テ予防方行届カス夫々為慘毒傳播シ加之治スヘキ者モ竟ニ死ニ至ルモノ之レアリ實ニ愍諒ノ至リ素ヨリ醫業者ヲシテ該病者ヲ避ケ候テハ之ヲ治療スヘキモノ他ニ無之因テ此際診察ヲ乞フモノアラハ速ニ診断ノ上治療ヲ施シ直ニ可届出此旨醫業者ノ者ヘ廣告候事

但臨時戸長役場ヨリ患者診察ノ義可相達義

モ之アルヘシ

明治十二年八月十三日

石川県砺波郡長 石川兵藏

この明治12年のコレラは富山県（石川県を含めて）流行史上極めて大であり、医師のなかに患者の診療拒否するものもいたのかかる布達が出されたものと思われ、当世を顧みて感慨新たなものがある。

しかし富山県にコレラの侵入したのは安政5年（1858）で緒方塾で蘭学を学び、魚津に帰った阿波加脩造の著「哥路里贅語」（コロリセイゴ）には魚津で662名コレラに罹患しうち531名が死亡したと記録されている。コレラは罹患後旬日経ずしてコロリと死亡するので当時はこの名称が用いられていたものと思う。

私の記憶を辿ると大正6年の流行時、富山市において発生、その夏、父に連れられ小川温泉にむかい泊駅にて下車した所、改札口に巡査がおり、乗車券富山一泊をみて、駅より外へでることを拒ばまれ止むなく引き返えさざるをえない思い出が蘇がえる。それも私の家は蛸町、隣の八人町に患者発生、道路には縄をはり巡査が出入を禁止していた。コレラに対する小学校時代の恐怖は今でも追憶の念新たなものがある。

なおその翌年明治13年に福井県においてコレラが発生し、その流行防止のため石川県令より布達が発せられている。

役第二百八十三号

越前国福井相生町平民戸田宗七ナル者一昨二十四日午後四時真性虎列刺病ニ罹り同第六時死亡候旨其向ヨリ通牒ヲ機トシ就而ハ各地方へ病毒侵入可致候モ難計候故此際各医業ノ者諸病毒侵入可致候モ難計候故此際各医業ノ者諸病患診察之節留意シ萬一疫病ノ者有之候ハバ直ニ可届出ハ勿論ト雖トモ若届出方猶豫スル中ハ豫防並消毒方手後レト相成爲メニ病毒一時ニ蔓延シ其増毒ハ昨年ノ如キ取りカヘスヘカラサル場合ニ立到

り候條不相濟次第二候条自今眞症并類似病又ハ聊疑症、吐瀉病ニ至候マデ診察候ハバ即時可届出様各醫業者へ通達可致此旨相達候事

明治十三年四月廿六日

警五番

醫務取締

明治十二年三月丙九十四番ヲ以変死傷ノ者檢視ノ節所轄警察署ヨリ醫者雇込ノ義ニ付出頭方相達置候処自今警察分署ニ於テモ同様檢視執行可致候條通達次第速ニ出頭シ用弁不差支様醫業ノ者へ可相達此旨相達候事

明治十三年四月廿七日

石川県令 千坂高雅

以上の布達は医務取締を通じて開業している医師へ回覧させたものらしく、別の書面に県通達は「文意篤ト心得姓名下ニ捺印ノ上刻付ヲ以テ至急先々回送可仕致候也」と同年4月30日に発せられたものが、柴田医師の許へは5月4日午後3時花岡より到来、5日午前佐伯へ送ると記せられている。以上のことからみると県よりの通牒は警察署を通じて医務取締へ、それより各医師へ回覧の形式で廻され、各医師はこの通達を筆写していたもので、今昔の感深く、かつその苦勞が察せられる。

その後本県においては明治15年、19年、24年、28年、大正5年、6年、9年、昭和21年（復興コレラ）があり、とくに明治19年は12年に匹敵する大流行であった。死亡率も各年度とも41%~66%と悲惨を極めたものといえよう。ことに検疫に関係したものも感染し、次表の如く多数の犠牲者を出している。

また19年にも12年に劣らぬ大流行があり、5月頃射水郡1名上新川郡2名の発生があり、内務省は京都、大阪、兵庫の2府1県をコレラ流行地と限定し、同地からくる船舶の入港を伏木、東岩瀬、魚津に限定し、県は防疫官において厳重な警戒に当たった。しかし6月2日午前6時、今石動町に患者が発生し吐瀉2回のあと同日午後1時死亡したとの届出があ

明治十九年検疫関係者のコレラ病伝染状況

区分	検疫従事員数	同上中の患者	同上死亡者	全治者
区	四七			
県官	四七			
警察官	四六			
巡査	四一七	一一	一一	九
郡吏	六八	四	三	一
町村吏	四一二	二七	二四	三
医員	二四四	九	五	四
予防委員	五、二八三	六七	五三	一四
小使		一〇	九	一
看護婦		三七	二六	一一
人夫		五三	三七	一六
計		二二九	一七〇	五九

った。石動署において念の為附近を調査すると同様の患者9名あり、うち5名は死亡していた。この届出の遅れが事態の悪化を招いたものとしてろうばいした県当局はこの日に県庁に防疫本部を設け、検疫委員15名を任命し、検疫所や検疫派出所を各方面に設置して防疫につとめたが、翌3日には甲第55号をもって「県下砺波郡今石動ニ於テ虎列刺病発生、目下伝播ノ兆有之候条今自吐瀉ヲ兼症シ又ハ下痢シタル患者ヲ診察シタル医師ハ、直ニ警察署・分署（検疫支部設置ノ町村ハ該支部へ）又ハ交番所ニ届出ベシ。違フモノハ違警罪ヲ以テ論ジ、1日以上5日以下ノ拘留、50銭以上1円50銭以下ノ科料ニ処ス」と届出の勵行を厳達した。4日には今石動から他地方への古着、ポロ、紙くずの輸送を禁じ、また、たこ、いか、かに、まぐろ、いわし、たにしその他の消化不良の食物や過食について注意書を発し、5日には今石動町のうち柳町、紺屋町を立ち入り禁止区域として、一切の交通を遮断した。しかしこれらの措置も、はやてのようなコレラの猛威の前に時すでに遅く、6月7日富山市総曲輪に1名発生したのをきっかけに県下あまねく蔓延し11月20日までに患者16,271名、死亡11,764名を算する大きな犠牲を出した。患者の出ない村では道路に竹矢

来を組み、消防が昼夜張り番をして外部の人間は入れず、患者の発生した市街地では家々は表戸を閉して外を通る人の影もない状況であった。

また明治初期におけるコレラに対する恐怖は甚しく、患者とみれば予防の手だてを講ずるよりもまず逃げ隠れることが先にたったが、一面、衛生思想は低く、何々大明神のお洗米を食べれば病にかからないとか、何々のみことのお供水を飲めば治るなどの迷信が根強くしみこんでいた。そのため患者は続出して、一家がまくらを並べて死んで行くのや、路上に倒れ避病舎に運ばれて、そのままこの者とも知れず死ぬものなどの状況は悲惨を極めた。見送る人もなく、棺だけ野辺に送られる光景など随所に見られ、棺の中から「なんとひどいことを……」とつぶやく声や「助けてくれ」とわめく声が聞こえたというものもあり、まさに残酷物語といえる。

最近においては、昭和38、39、52、53、54年に国内で発生しているが、これらのほとんど総ては海外旅行地における感染持ちこみで、県内では昭和55年11月、フィリピン旅行帰りの者から3名（氷見1名、小矢部2名）の患者発生をみたが、県厚生部の防疫体制の強化と努力によって二次感染を未然に防止しえたのであり、以後県内に発生をみない。

以上明治初期における富山県のコレラ流行の概略について述べたものであるが、この布告、通達は西砺波郡福岡町上裏に居住の柴田弘之君から提供されたもので、同居の曾祖父柴田富造氏が文久3年（1863）より同所において医業に従事され、明治初年の農村におけるコレラ流行時の防疫について専念された様相がまざまざと筆写された遺品より浮び上がる。同家は富造氏一代で医業は途絶え、これらの書類は蔵中に保存され死蔵に忍びずとして、医学の面で何らか役立てばと私に託されたものである。私も弘之君の厚意を受けここに書き綴った。

なお柴田富造氏は芹川村（現小矢部市）の吉田玄庵につき漢法医学内治科を3ヵ年間修業し、医術開業をしたもので、明治17年1月1日大政官布告第35号による医師免許規則が公布されたが、明治10年以降に医業に従事したものは医術開業試験を受けず届出のみにて医師免許が与えられている（詳細はとやま県医報 No850, 昭和58年3月1日号）。

明治初年、近代医学の黎明時の伝染病の蔓延の実態を思い、農村地帯で医療に従事した人々に思いをはせ、富山県医療史の一端として記録に止めた。

欄筆するに当り、柴田弘之君（トラック島防衛の戦友）の厚意に謝意を表し、また筆写された書類の判読に厚生連秋元企画室長を煩した、ここにその労を多とする。

参考文献

- 1) 富山県警察本部：富山県警察史 昭和40年
- 2) 富山新聞：越中の群像 コレラ流行 昭和57年2月22日
- 3) 富山県厚生部：氷見・小矢部市で発生したコレラ防疫記録 昭和55年